

社会福祉法人伏古福祉会

役員及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伏古福祉会（以下「本法人」という）の定款第8条に規程されている（役員の報酬等）を具体的に示すものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、法人の理事長・理事及び監事をいう。

(役員・評議員の費用弁償)

第3条 役員並びに評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、交通費3,000円を費用弁償として支給する。ただし、常勤である者にはこれを支給しない。

- 2 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査する業務にあたった場合は、交通費3,000円を費用弁償として支給する。

(理事長の報酬)

第4条 常勤である理事長には報酬及び賞与を支給する。

- 2 前項の報酬及び賞与は、別表に掲げるところによるものとする。報酬の支給額の決定については評議員会において行い、決定後は原則毎年1号ずつ昇給するものとする。ただし法人の収支実績により、評議員会において昇給停止あるいは降給の決定をすることがある。
- 3 報酬及び賞与の支払い方法及び支給日については、職員給与規程を準用して対応する。

(理事長報酬の日割り計算)

第5条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事長が退任し、又は解雇された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(理事の報酬)

第6条 理事は無報酬とする。

- 2 法人の職員(施設長等)が理事の場合は、職員給与規程に基づき支給する。

(監事の報酬)

第7条 監事は無報酬とする。

(評議員の報酬)

第8条 定款第8条の規定に基づき、評議員は無報酬とする。

(出張旅費等)

第9条 役員が法人業務の為出張する場合は、法人の旅費規定に基づき出張旅費等を支給する。

(公表)

第10条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成31年6月21日改正し、同日から施行する。

<別 表>

職 名	報 酬 の 区 分	金 額 等	
理 事 長	報 酬 月 額	1号 420,000円	
		2号 433,000円	
		3号 446,000円	
		4号 459,000円	
		5号 472,000円	
		6号 485,000円	
		7号 498,000円	
		8号 511,000円	
		9号 524,000円	
		10号 537,000円	
		11号 550,000円	
		12号 563,000円	
		13号 576,000円	
		14号 589,000円	
		15号 602,000円	
		16号 615,000円	
	夏 季 賞 与	※報酬月額の1.9ヶ月	
	冬 季 賞 与	※報酬月額の2.1ヶ月	

※職員同様 実績により理事会にて支給率を決定する

(注1) 賞与は6月1日、12月1日(これらの日を「基準日」と言う)に在籍する常勤の理事長に対して支給する。

また、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	支 給 割 合
6か月以上	100 / 100
5か月以上 6か月未満	80 / 100
5か月以上 6か月未満	60 / 100
3か月未満	30 / 100